

○日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 28 日

規則第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日光市条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 に定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施に関する事務とする。

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、日光市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成 18 年日光市条例第 149 号）による医療費の申請及び決定に関する事務とする。

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、日光市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 18 年日光市告示第 26 号）による利用者負担額の軽減の申請及び確認に関する事務とする。

第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱（平成 18 年日光市告示第 86 号）による利用者負担の減額の申請及び承認に関する事務とする。

第 6 条 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成 18 年日光市条例第 143 号）による医療費の申請及び決定に関する事務とする。

第 7 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、日光市こども医療費助成に関する条例（平成 18 年日光市条例第 161 号）による医療費の申請及び決定に関する事務とする。

第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業以外の健康診査及び検診の受診歴及び検診結果の管理に関する事務とする。

第 9 条 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は、日光市法定外予防接種費助

成要綱（平成２２年日光市告示第８７号）による法定外予防接種の接種歴の管理に関する事務とする。

第１０条 条例別表第１の９の項の規則で定める事務は、日光市就学援助規則（平成２０年日光市教育委員会規則第４号）による就学援助費の申請及び決定に関する事務とする。

（条例別表第２に定める事務及び情報）

第１１条 条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う外国人に係る住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）とする。

第１２条 条例別表第２の２の項の規則で定める事務は、日光市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）とする。

第１３条 条例別表第２の３の項の規則で定める事務は、日光市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報とする。

第１４条 条例別表第２の４の項の規則で定める事務は、日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱による利用者負担の減額事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報とする。

第１５条 条例別表第２の５の項の規則で定める事務は、日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報とする。

第 16 条 条例別表第 2 の 6 の項の規則で定める事務は、日光市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報とする。

第 17 条 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定める事務は、健康増進法による健康増進事業以外の健康診査及び検診の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該受診者に係る住民票関係情報又は生活保護関係情報とする。

第 18 条 条例別表第 2 の 8 の項の規則で定める事務は、日光市法定外予防接種費助成要綱による法定外予防接種費の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該被接種者に係る住民票関係情報又は生活保護関係情報とする。

（条例別表第 3 に定める事務及び情報）

第 19 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は、日光市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。